

# 水道のことは 企業課 ☎82-3150へ

## 水漏れは、 早い発見・早い修理

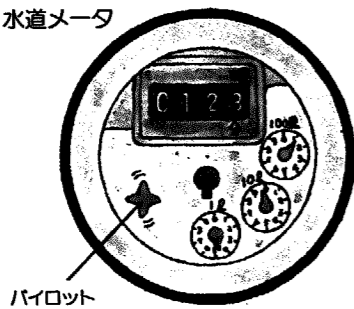
“皆さんの家庭は  
大丈夫ですか!!”

### ㊟漏水の見つけ方

水道メータの検針のとき、使い方の割合には使用量が多いと思われたら、どこかで漏水をしていないか調べてみましょう。

水道メータで調べる場合は、家中のジャロを全部閉めて、メータの赤い針(10単位)かパイロットが回っていれば、どこかで漏水しています。また、給水管を埋めてある付近の地面や床下、壁などがぬれていたり、シューンという音がしているときには、漏水しています。

水道メータ



パイロット

### ㊟漏水の応急手当

修理が終わるまで、とりあえず止水せんを右の2に回して、水を止めてください。止水せんはメータボックスの中か道路と宅地の境にあります。

### ㊟漏水をしていると

ジャロや水洗便所などからの漏水は、水資源の無駄になるばかりでなく、水道料金の負担も大きくなります。わずかな漏水でも、早目に修理しましょう。

- ジャロからのポタポタで…1カ月1㎡
- ジャロからのチョロチョロ糸状で…1カ月6㎡
- 水洗トイレのチョロチョロで…1カ月20㎡

### ㊟水がにごる

水道の水は無色透明です。何か色がついている場合には注意しましょう。

#### ㊟赤くにごった水が出る時

水道管の中のサビが流れ出したものです。水道工事による断水、消火活動、使用量の急激な変化など、水道管内の水の流れの速さ、方向が変わるとおこります。しばらくの間、ジャロから水を出しておく、きれいな水になります。しかし、いつも使いはじめににごるのは、ご家庭の給水管が古くなっているためです。

#### ㊟白い水が出る時

水道管の中の空気が水とかきまわされて、たくさん小さなアワとなったものです。しばらくそのままにしておくと、きれいな透明の水になります。

### ※家庭の水道工事は「指定(公認)水道工事店」で

水道の新設・増設・改造・撤去などの工事は、「指定(公認)水道工事店」で行ってください。指定(公認)水道工事店では、工事に当たってのいろいろな手続きを、みなさまに代わって行います。また、指定(公認)水道工事店以外のところで工

を行いますと、無資格または無届出工事となり、給水条例によって水を止められたり、工事をやり直させられたり、過料を科せられたりする場合があります。ご注意ください。

### 水道メータの検針にご協力ください



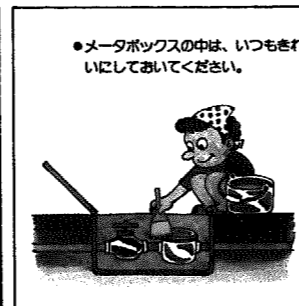
●家の増改築などで、水道メータが床下や屋内にならないように、検針しやすい場所に移してください。



●メータボックスの上の物を置かないでください。



●犬は放し飼いにせず、出入口やメータボックスから離してつないでください。



●メータボックスの中は、いつもきれいにしておいてください。

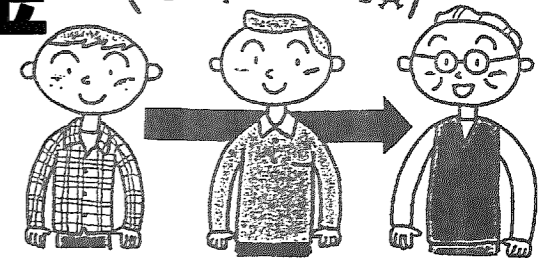
## 国民年金からお知らせ

●お問い合わせは 役場住民福祉課 ☎82-5713

65歳になったときから支給されます。

## 老齢基礎年金

40年で満額!



### 支給を受けるためには

- ①国民年金保険料を納めた期間(免除期間、第3号被保険者期間を含む)
  - ②昭和36年4月以後の厚生年金や共済組合の加入期間
  - ③任意加入できる人が加入しなかった期間(※カラ期間)
- これらを合計して、原則として25年以上の期間が必要です。

### 年金額は

78万5,500円 (平成9年度)

これは、40年間すべて保険料を納めた場合の金額です。40年に満たない場合は、その期間により減額され、年金額は右の式により計算します。

★国民年金制度が発足したのは、昭和36年4月1日ですので、そのとき20歳以上の人は生年月日により、受給資格期間(25年)や加入可能年数(40年)の短縮措置がとられています。

### ※カラ期間(合算対象期間)とは

昭和36年4月以後の次の期間です。受給資格期間(25年)を満たしているかどうかをみる際には計算されますが、年金額には計算されません。

- ①サラリーマンの配偶者が任意加入しなかった間(昭和61年3月まで)
- ②学生で任意加入しなかった期間(平成3年3月まで)
- ③厚生年金脱退手当金を受給した期間
- ④海外に住んでいた期間

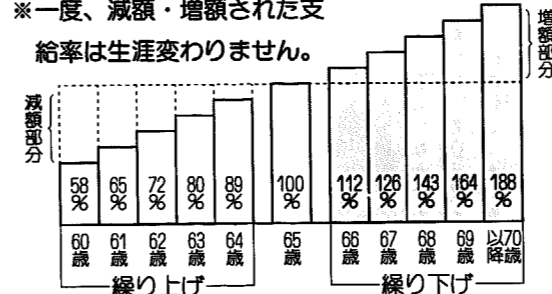
### 計算式

$$785,500円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を免除された月数} \times \frac{1}{3}}{\text{加入可能年数} \times 12(\text{月})}$$

## はやく年金を受けたい人 おそく年金を受けてもいい人は

- 60歳～64歳 60歳から65歳の間でも減額された年金を受けることができます。(繰り上げ支給)
- 66歳～ 66歳以降に、増額された年金を受けることができます。(繰り下げ支給)

※一度、減額・増額された支給率は生涯変わりません。



### 繰り上げ支給をすると次の制限があります。

- ①65歳まで受けられる特別支給の老齢厚生年金は支給停止になります。
- ②遺族厚生年金とは65歳まで選択になります。
- ③障害基礎年金は受けられません。
- ④寡婦年金は受けられません。

